

第 7 9 号議案

足立区温水プール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区温水プール条例の一部を改正する条例

足立区温水プール条例（昭和 5 3 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「同月 4 日」を「同月 3 日」に改め、同条第 2 号中「1 2 月 2 8 日」を「1 2 月 2 9 日」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 7 条第 1 項の規定により温水プールの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、区長の承認を得て、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第 1 4 条第 3 号中「第 1 7 条第 1 項の規定により温水プールの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

温水プールの休館日を変更するほか、指定管理者の権限に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。